

避難行動要支援者の個別避難計画作成事業について

近年、令和元年の風水害をはじめとした豪雨災害が激甚化及び頻発化しているため、避難行動要支援者の支援体制構築が急務となっています。

こうした中、令和3年5月の災害対策法基本法改正により、避難行動要支援者について避難支援等をするための個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

また、内閣府が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、市町村による避難行動要支援者への避難支援等について、本人の心身の状態や生活実態を把握している福祉事業者等と積極的に連携していくことが重要であるとされています。

これらを踏まえ、本市では令和3年度から個別避難計画の作成に関する取組を開始し、現在も継続して実施しております。

事業開始以降、多くの福祉事業者様には既にご協力をいただいておりますが、引き続きご協力を賜りたいため、本事業についてお知らせします。

1 個別避難計画作成対象者について

本市における個別避難計画（以下、「計画」）の作成対象者（以下、「対象者」）は、以下の①～⑤の要件に合致する避難行動要支援者のうち、計画作成の同意を得た者です。

- ① 土砂災害（特別）警戒区域に居住する者
- ② 医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある者
- ③ 浸水想定（洪水、内水）が2m以上の区域に居住する者
- ④ 重症心身障害児者
- ⑤ 要介護度・障害支援区分が高い者のうち、特に支援を要する者※2

※1 いずれも施設入所者を除く

※2 要介護度5、障害支援区分6

2 事業概要（令和7年度事業（予定））

上記1の要件に合致する対象者について、本市が計画を作成します。

※ 同意を得られない場合は作成努力義務の対象外ですが、同意を得られるよう勧奨します。

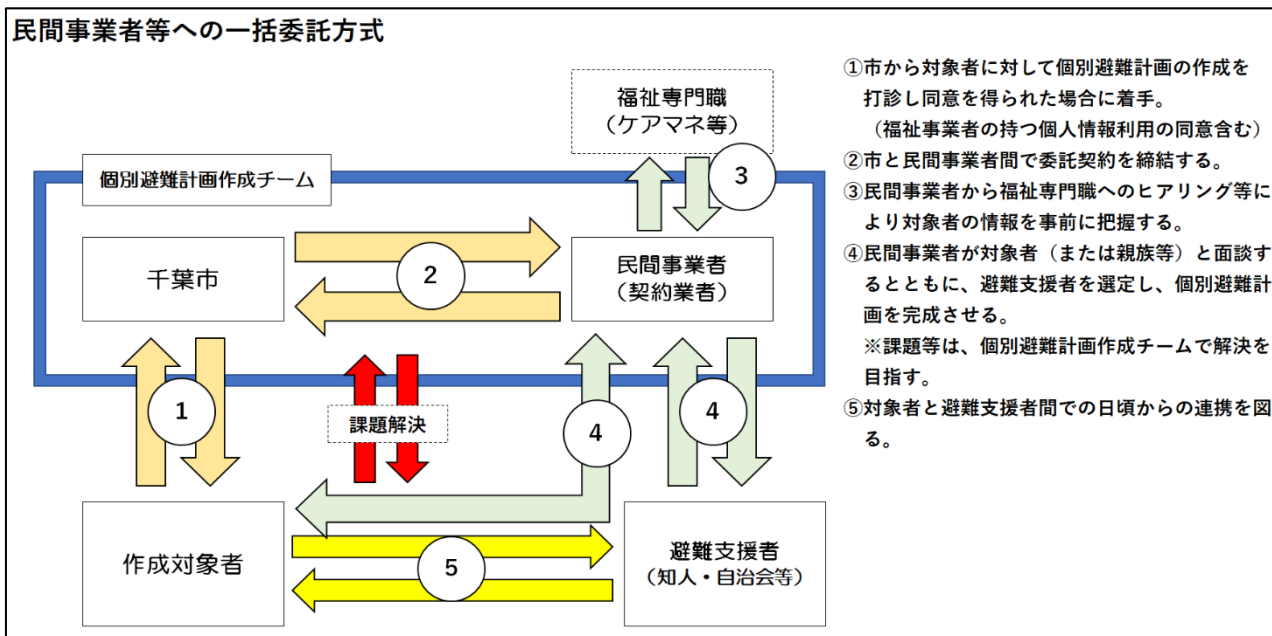
令和7年度は、令和5年度と同様に効率的かつ実用性の高い計画を作成するため、契約先を2つに分けます。

また、計画の更新や計画に基づく避難訓練等を行い、活用方法の効果検証をするとともに、計画の実効性の確保を推進します。

(1) 民間事業者との契約

要件①、③、⑤に合致する対象者は、本市が契約を締結した民間事業者が計画を作成します。

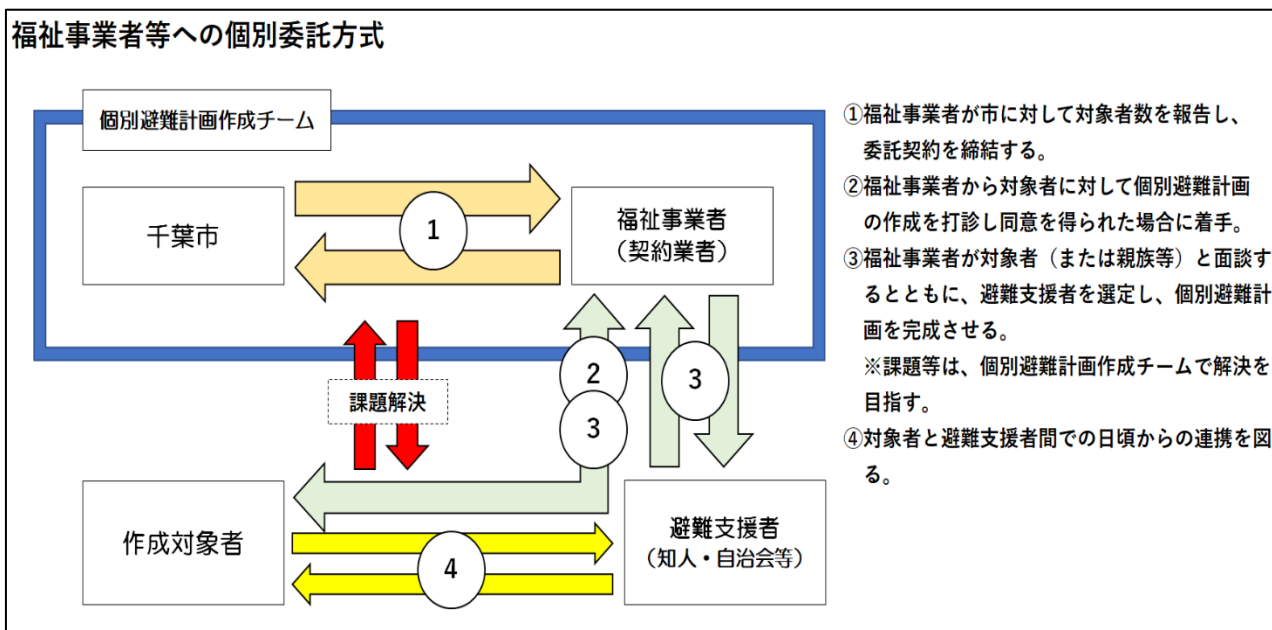
なお、民間事業者による計画作成にあたり、より正確な情報把握を把握するとともに、対象者本人・家族の負担軽減を図るため、対象者の計画相談支援を担当する事業所に対して、計画作成に必要な範囲で情報提供の依頼をさせていただきます。



(2) 福祉事業者との契約

要件②、④に合致する対象者が福祉事業者様の管理する事業所にいる場合は、本市と個別に契約を締結して計画を作成します。

ただし、要件②、④に合致する対象者の有無にかかわらず、要件①、③、⑤に合致する対象者が複数名いる場合や対象者から希望がある場合などは、契約の締結についてお声がけさせていただくことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



(3) 避難行動要支援者のうち、1 (1) の要件に合致しない者

本市による対象者とならない者(残りの避難行動要支援者や計画作成の同意を得られない者)については、引き続き、地域による支援体制の構築(本人・地域記入の計画「支えあいカード」の活用等)を進めていきます。

3 ご協力いただきたい事項について

(1) 同意確認へのご助言・ご協力

要件①、③、⑤に合致する対象者への同意確認は、市から直接対象者に対して書面にて行います。対象者から計画作成に関する質問や、提出等に関する相談があった際には、「安全を確保するための計画」であることを踏まえ、可能な範囲でご助言等をしていただくとともに、必要に応じて本市にお取次ぎいただくなど、ご協力をお願いします。

また、対象者から同意書の提出が確認できない場合は、本市から各福祉事業者様に対して、対象者の状況確認や提出を促す働きかけを依頼させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 計画作成のための情報提供

要件①、③、⑤に合致する対象者から計画作成の同意が得られたときは、本市が契約を締結した民間事業者から対象者に係る情報提供依頼をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、対象者の該当がある場合は、別途お知らせします。

(3) 計画作成

要件②、④に合致する対象者が福祉事業者様の管理する事業所にいる場合は、本市と個別に契約を締結して計画を作成します。

ただし、要件②、④に合致する対象者の有無にかかわらず、要件①、③、⑤に合致する対象者が複数名いる場合や対象者から希望がある場合などは、契約の締結についてお声がけさせていただくことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

4 参考

(1) 市ホームページ

ア 個別避難計画の概要

(<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/kobetuhinankeikaku.html>)

イ 過去の事業実績

(<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/kobetuhinankeikaku/zigyougaiyou.html>)

ウ 福祉事業者のみなさまへ

(<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/kobetuhinankeikaku/hukusizigyousya.html>)

(2) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>)

(3) 個別避難計画の様式は別紙のとおりです(令和6年度事業で使用しているものであり、今後変更が生じる場合があります。)

【問い合わせ先】

総合政策局危機管理部防災対策課

電話：043-245-5113

FAX：043-245-5597

Mail：bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp